

厚生労働省  
群馬労働局発表  
令和5年5月30日

【照会先】  
群馬労働局総務部労働保険徴収室  
室長 石原 邦弘  
室長補佐 生方 和美  
代表電話 027-896-4734

報道関係者 各位

## 「労働保険の年度更新」は6月1日から7月10日まで

### 労働局内に「電子申請体験コーナー」を設置

労働保険の申告書は、7月10日（月）までに労働局・労働基準監督署への提出が必要です。【別添1】

「電子申請」をご利用いただければ、いつでも申請が可能です。群馬労働局では、事業主の皆様が容易に電子申請を活用いただけるよう「初期設定の方法がわからないので教えてほしい。」といったご要望にお応えして、「労働保険電子申請アドバイザー」を派遣して初期設定のお手伝いをします。

また、労働保険徴収室に「電子申請体験コーナー」を設置して実際に電子申請を体験していただく機会を設けました。【別添2】【別添3】

#### 【電子申請体験コーナー】

電子申請を利用すれば、“いつでも・どこでも、カンタン・スピーディー”に申請が可能です！職員が、使用方法を説明しながら、実際に専用端末を使用して「電子申請」が体験できますので、労働保険の「電子申請」をお考えの方は、この機会にぜひご体験ください。

#### 《設置期間》

令和5年6月1日（木）～令和5年7月10日（月）  
午前9時～午後4時30分

#### 《設置場所》

群馬労働局総務部労働保険徴収室  
前橋市大手町2丁目3-1前橋地方合同庁舎9階

#### 《お持ちいただくもの》

労働保険年度更新申告書・確定保険料算定基礎賃金集計表

また、労働保険料の納付は、便利な「口座振替」が利用できます。一度申し込めば、自動的に納期限に指定口座から振替納付ができますので、ぜひ活用ください。【別添4】

### 【口座振替のメリット】

- ☆保険料納付のために、金融機関の窓口に行く手間や待ち時間が解消されます。
- ☆納付“忘れ”“遅れ”がなくなり、手数料も無料です。
- ☆通常の納期に比べ、保険料の引き落としが最大約2カ月後ろ倒しになります。

※今年度の全期及び第1期の申し込みは締め切りました。

### ～労働保険レポート～

#### レポート1：労働保険とは

- ✓労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した名称です。保険給付はそれぞれ別の保険制度で行われているものですが、保険料の納付等については一体のものとして取り扱っています。
- ✓労災保険は業務上や通勤途上の負傷又は傷病に対する補償など、雇用保険は加入事業所に対する雇入れ時や人材育成にかかる助成、労働者が失業した場合の失業給付等の財源となっています。
- ✓労災保険、雇用保険ともに、労働者の大切なセーフティネットです。

#### レポート2：年度更新とは

- ✓労働保険の保険料は、毎年4月1日から3月31日までの1年間（保険年度）を単位として計算されています。
- ✓事業主は、保険年度ごとに概算で保険料を納付していただき、保険年度末に賃金総額が確定した後に精算していただくという方法をとっています。
- ✓この方法に則って、労働者を雇用する事業主が、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続を「年度更新」といいます。

#### レポート3：労働保険の徴収とは

- ✓労働保険の年度更新は、毎年6月1日から7月10日の間に実施され、原則として7月10日までに保険料を納付していただくこととされています。
- ✓ただし、概算保険料の額が40万円以上の場合は、3回に分けて分割納付することができます。この場合、第1期は一括納付の場合と同じく7月10日、第2期は10月31日、第3期は1月31日がそれぞれ納期となります。
- ✓納付期限までに納付していただけない場合には、電話等による督促、督促状による督促を経て、督促状に記載された指定期日までに納付いただけない場合には、延滞金が発生することになります。



令和  
5年度

申告と納付はお早めに

# 労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1<sub>木</sub> ~ 7.10<sub>月</sub>

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

まだ「紙」で苦勞しているとお聞きしましたがそろそろいかがですか？

# 労働保険は電子申請

イメージキャラクター：  
ペパレス執事

私、ペパレス執事が  
無料で電子申請を  
お手伝いします。

※詳しくは裏面へ

GビズIDなら  
電子証明書なしで  
労働保険年度更新が  
可能!

※詳しくは  
下記特設サイトへ

いつでもどこでも手続可能!  
カンタン・スピーディーに申請!  
ムダな時間やコストも削減!

令和2年4月から特定の法人について  
電子申請が義務化されました。  
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

スマホでも！  
特設サイトは  
こちら!



# 無料で電子申請 お手伝いします

わたしが  
かけつけます!



## 労働保険関係手続は 電子申請にしませんか?

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利!  
自宅やオフィスから、インターネットを経由して、  
24時間いつでも申請や届出ができます。

日本中  
どこへでも  
お伺いします。

初期設定の  
不安や不満を  
解消します!

費用

0円

時間

1時間  
程度

場所

日本全国  
どこでも



名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン  
セミナーに  
参加する

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

アドバイザー  
に相談する

- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます

令和5年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業  
詳細確認やお申込みはホームページもしくは電話から!

<https://denshi-shinsei.jp/> / 03-6628-2275



スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

mail@denshi-shinsei.jp

(キトリ)

## 労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ 住所	〒		予約希望 <input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、  
上記内容をご記入の上、  
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989

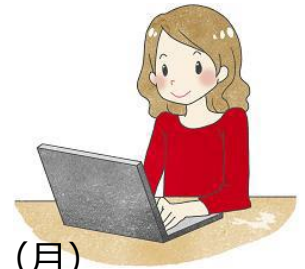
# 事業主の皆さまへ

## 労働保険 電子申請体験コーナー のご案内

群馬労働局労働保険徴収室では、労働保険の電子申請を体験いただくため、令和5年6月1日から『電子申請体験コーナー』を設置します。

職員のアドバイスを受けながら、労働保険料年度更新申告書などの電子申請が体験できますので、お気軽にご利用ください。

**設置場所** 群馬労働局総務部労働保険徴収室  
前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階  
電話：027-896-4734



**設置期間** 令和5年6月1日（木）～令和5年7月10日（月）  
午前9：00～午後4：30（昼休憩時間を除く）  
★ご利用の方は事前に電話予約いただくとスムーズです。

### お持ちいただくもの

令和5年度労働保険料年度更新申告書・確定保険料算定基礎賃金集計表  
★体験コーナーにおいて電子申請を行う場合には、事業主の記名がなされた申請書等が必要になります。申請には、お時間をいただく場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

★ご利用いただく専用端末は、ご入力いただいた年度更新申告書等のデータが端末上に残らないよう設定されておりますので、安心してご利用いただけます。

# 労働保険料は口座振替が便利です!

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

## 「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
	↓	↓	↓
口座振替による納付日(引き落とし日)	<u>9月6日</u>	<u>11月14日</u>	<u>2月14日</u>
	≡	≡	≡
ゆとり日数	<u>58日</u>	<u>14日</u>	<u>14日</u>

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きについては、裏面をご覧ください。→→→

# かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

## 1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

## 2 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

### <各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日						
第2期						申込 締切日 8月14日	→			口座振替 納付日 11月14日				
第3期								申込 締切日 10月11日	→				口座振替 納付日 2月14日	

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

## 引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

**ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！**

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、  
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。